

社会生活支援サービスに関する重要事項説明書

特定非営利活動法人 在宅ケア協会
城北事務所（社会生活支援事業部）

郵便番号 173-0004
東京都板橋区板橋 2-40-8 村上ビル 1F すぺーす夢
電話 03-6905-7590 FAX 6905-7840

E-mail: itabashi@zaitaku.or.jp

高田馬場事務所（本部法人管理部）

郵便番号 169-0075
東京都新宿区高田馬場 1-15-16 サンライフ池田 105
電話 03-5273-0830 FAX 5285-7690

URL: <http://www.zaitaku.or.jp>

- 0.事業所名 在宅ケア協会（指定訪問看護・訪問介護事業所） 夢（指定居宅介護支援事業所）
- 1.受付窓口 特定非営利活動法人 在宅ケア協会 城北事務所
173-0004 東京都板橋区板橋 2丁目 40-8 村上ビル 1F すぺーす夢
お電話 03-6905-7590、FAX 03-6905-7840、E-mail:itabashi@zaitaku.or.jp
- 2.事業者概要 法人名 特定非営利活動法人 在宅ケア協会（代表幹事 大井朋子・外山 誠）
法人の目的 国民一人ひとりの意志に基づく社会生活を実現するための活動と事業
主な活動・事業 「本当はこうしたい」を聞いて組み立てる相談支援、一日 24 時間・365 日
の支援体制、常にたん吸引・PEG 等をとまなう支援 Crew/team 組織、特定の者対象
痰の吸引等（第三号）研修、乾燥青汁・特製梅干し等による食育、だれもが幸せに
なる集合住宅+緑の畑+集会相談室+日用品と食事のお店を紀南と板橋に構想中。
- 3.社会生活支援
自費による相談支援、月間支援、社会生活援助、その他の業務委託、および公的介護保障
制度(医療保険・介護保険・障がい者総合支援法等) 利用と自費サービスの統合サービス
- 4.苦情窓口責任者 大井朋子（居宅介護支援、（予防）訪問介護）
外山 誠（在宅ケア相談等の自費、訪問看護）
その他の苦情受付窓口 国民健康保険連合会 03-6238-0177、
豊島区、板橋区、北区、練馬区、および新宿区（9時-17時、土日祝日除く）
- 5.営業日・時間 サービス提供は 24 時間 365 日（事務所の受付窓口は月曜日から金曜日の 10 時-18 時）
- 6.休業日 サービス提供の休業日はございません。事務所の休業日・休業時間帯は夜間・土曜・日曜、
年末年始です。休業日・休業時間帯は受付窓口の留守番電話で対応させていただきます。
- 7.利用料金 医療保険による訪問看護、介護保険、障がい者総合支援法による訪問介護・訪問看護等によ
る一部自己負担金額は、訪問看護事業所ご利用のご案内または訪問介護事業所ご利用のご案内
内の別刷り料金表をご覧ください。
イ) 在宅ケア相談料(自費)：1 回 75 分以内 15,000 円+交通費（公共交通機関運賃）
ご自宅等に出向きます。対象者(利用者)とご家族それぞれの「一番困っていること」と
「本当はこうしたい」についてそれぞれの価値観をよく聞きとらせていただきます。ご
依頼主機関について、ご意向について確認させていただいたうえでご提案を申し上げます。
ロ) 計画管理料(自費)：介護体制の運営委託をお受けします。いくつかの訪問介護・看護事
業所を利用して一日 18 時間以上の一体的な計画・調整・管理が可能になります。公的
な制度・自費別・事業所別に計画・実績管理してご報告します。料金をご相談ください。
下表は日額の目安です。月額は日数を乗じた額となります。計画管理料には在宅ケア協
会オリジナル介護日誌1枚/日が含まれます。前月末までに計画配置表をお届けします。

ご利用時間数 (月間時間数)	18-20 以下/日 (558-620 以下)	20-22 以下/日 (620-682 以下)	22-24 以下/日 (682-744 以下)	24 時間超/日 (744 時間超)
計画管理料/日	1,000 円/日	1,100 円/日	1,200 円/日	1,300 円/日

注) 当該月の途中で計画配置表更新をご希望の場合は別途追加料金を申し受けます。

ハ) 社会生活援助料 (自費) :

ご利用時間帯	看護師・保健師	訪問介護員	(参考) 公的介護請求額
日中 8-18 時	9,000 円/時	3,000 円/時	2,606-4,842 円/時
早朝 6-8 時; 夜間 18-22 時	10,500 円/時	3,500 円/時	3,258-6,061 円/時
深夜 22-6 時	12,000 円/時	4,000 円/時	3,910-10,910 円/時
特割 22-6 時		28,000 円/8 時間	

注) 障害者総合支援法の重度訪問介護支給量 (時間数) の範囲内で外出、旅行等の社会生活が認められる場合とそうでない場合とがございませう。公費・自費いずれの場合も、長時間の外出または旅行付添い等で業務の前後または業務間に業務と連続して移動・休憩・自由行動等を含む拘束時間が発生する場合は、12 時間に対して上記 1 時間相当の拘束料金等 (自費) を申し受けております。

二) その他の業務委託料 (自費) :

事業所の知的財産 (文書・図画・電子媒体等) のご利用、請求業務等は別に定めます。

8. キャンセルおよびキャンセル料金

お電話で、受付窓口 (城北事務所) に早めのご連絡をお願い申し上げます。休業日・休業時間帯は、お電話のみ受け付けております。キャンセル料金は、援助者が現場に出発する前にお電話をいただいた場合は申し受けておりませう。ご協力をお願い申し上げます。

サービス提供予定時刻の 1 時間前までにご連絡いただけなかつた場合のキャンセル料金は、サービス提供が計画通りに行われた場合の公費 (介護保険の場合 8-9 割) および自己負担金 (介護保険の場合 1-2 割) の総額 (10 割) を申し受けております。

9. 通常営業地域のご説明

豊島区、北区、板橋区、練馬区の一部 (練馬区練馬 1-4 丁目・向山 1-4 丁目・羽沢 1-3 丁目・桜台 1-6 丁目・氷川台 1-4 丁目・平和台・錦)、新宿区の一部 (高田馬場 1~2 丁目、大久保 2~3 丁目)、以上です。左記以外は交通費を申し受けますがご相談ください。

10. 緊急時・事故発生時の対応

ただちに安全を確保しながら適切な処置を行い、サービス提供責任者及び管理者から依頼主、家族、訪問看護指示医等に連絡し、事業所として必要な措置を講じます。当法人の社会生活支援サービスはすべて損害賠償責任保険に加入しております (ただし、海外旅行の付添い等に関しましてはご依頼主のご協力を仰がせていただく場合がございませう)。

11. 手続き

ご契約に当たって社会生活支援業務委託契約書二通にご記入ご捺印割印の上、一通を所持願います。在宅ケア協会の使命、社会生活支援の三大目標、個人情報取り扱いに関する規定、医療的ケアに関する誓約事項/ご依頼主確認事項等についてご説明申し上げます。ご依頼主・対象者が一番大切にされたい具体的な社会生活目標、対象者を含むご依頼主機関、ご希望のサービス提供開始日についても再度確認させていただきます。

12. ご請求・お支払い方法

月末締め翌月 10 日に請求書を送付します。到着後 10 日以内にお支払い下さい。

20 年 月 日

上記(表面および裏面)の説明を受け、またご利用になられる指定事業所「在宅ケア協会」ご利用のご案内に記載されたすべての項目内容について理解納得しました。

印